

西予市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月22日(水)午後1時30分

2. 開催場所 西予市役所 5階大会議室

3. 出席委員 38名

議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席
1番	志波 豊			2番	宇都宮久幸			3番	井上 一郎		
4番	泉原 猛男			5番	上甲 好文			6番	山岡 史朗		
7番	西森真一郎			8番	上杉 和博			9番	増田 隆		
10番	末光 則男			11番	三瀬 昇			12番	和家 稔		
13番	橋本 勝			14番	河野 昌博			15番	菊池マキ子		
16番	清家 純一			17番	五藤 忍			18番	沖野 泰		
19番	高岡 常夫			20番	井関 吉博			21番	武田 孝司		
22番	平野 治			23番	柴田 翔			24番	西本 定義		
25番	福井 純一			26番	金寄 長志			27番	大久保 卓		
28番	宇都宮文隆			29番	谷口 誠			30番	松末 正		
31番	平井 一清			32番	山内 正紀			33番	松浦 榮喜		
34番	宇都宮幸紀			35番	越智 三英			36番	川上 栄子		
37番	三好三智男			38番	松本 薫						

4. 欠席委員 0名 遅延 10番 末光則男

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第29号 農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
- 日程第4 報告第30号 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて
- 日程第5 報告第31号 非農地現況証明について
- 日程第6 報告第32号 西予農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第7 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第9 議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第38号 農用地利用集積計画の決定について

6. 出席した事務局職員

事務局長 兵頭 健二 事務局次長 和氣 右記
 農地係長 橋本 欽司 主 査 梶原 千生

7. 会議の概要

局長	ただ今から令和2年7月の定例総会を開会いたします。それでは、開会にあたりまして、志波会長より、あいさつを申し上げます。
会長	(会長開会あいさつ)
局長	それでは、議事に移ります。議事進行は規則により志波会長が務めます。
議長	それでは、ただ今から7月定例総会を開催いたします。本日の出席委員は農業委員 19名中 18名、農地利用最適化推進委員 19名中 19名で定足数に達しており、総会は成立しています。なお番委員、10番末光委員から遅延の旨、通告がありましたので、報告いたします。
議長	次に、日程第1、「議事録署名委員の指名について」議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。
議長	異議なしと認めます。
議長	それでは、19番高岡委員、32番山内委員のお二人をお願いします。
議長	次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。
議長	会期は、本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
議長	異議なしと認めます。
議長	よって、会期は、本日1日間と決定しました。
議長	次に、日程第3、報告第29号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
主査	報告第29号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」ご報告いたします。議案書の2ページをご覧ください。今月の合意解約は、農業経営基盤強化促進法に基づく、賃貸借権の解約が5件となっています。以上で「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」報告を終わります。【整理番号5番、土地の表示訂正1ヶ所あり】
議長	次に、日程第4、報告第30号「農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
主査	報告第30号「農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて」ご報告いたします。議案書の2ページから3ページをご覧ください。今月の農地法第3条の規定による許可申請の取下げは2件となっています。整理番号1番は申請誤りのため取り下げのもの、整理番号2番は譲受人を変更して申請するため、取下げをするものであります。以上で「農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて」報告を終わります。
議長	次に、日程第5、報告第31号「非農地現況証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
農地係長	報告第31号「非農地現況証明について」報告いたします。議案書の3ページをご覧ください。整理番号1番、申請人、 、 他4名から証明願いが提出されましたので、平成25年1月1日から施行されています「非農地現況証明取扱要領」の基準に基づき審査を行うとともに、地区担当農業委員、10番末光委員、12番和家委員、14番河野委員、16番清家委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となり、農地法の規則や適用を受けない土地となります。以上で「非農地現況証明について」報告を終わります。
議長	次に、日程第6、報告第32号「西予農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
農地係長	報告第32号「西予農業振興地域整備計画の変更について」報告いたします。議案書の4ページをご覧ください。今月の西予農業振興地域整備計画の変更は1件となっています。整理番号1番の変更の理由は、申請者は酪農経営しているが、今回近代化した牛舎施設と堆肥舎を建設したいため、農業用施設用地へ用途区分変更したいとのことです。以上で「西予農業振興地域整備計画の変更について」報告を終わります。

議 長	次に、議案第 35 号については、20 番井関委員が農業委員会法第 31 条、議事参与の制限にあたります。よって、20 番井関委員退席後、整理番号 8 番を審査、審査終了後入室・着席をしていただきます。 《20 番井関委員退席》
議 長	それでは、日程第 7、議案第 35 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、整理番号 8 番を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
主 査	議案第 35 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の 5 ページをご覧ください。整理番号 8 番の申請は、渡人 から、受人 へ 所有権移転の贈与を行うものであります。なお、法第 3 条第 2 項各号の判断については、別添調査書の 8 ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。
議 長	ただ今の説明に関連して、地区担当農地利用最適化推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号 8 番をお願いします。
23 番柴田委員	受付番号 8 番の案件につきまして、23 番柴田が報告します。15 日に橋本委員、受人と現地確認をしました。受人は経営規模拡大するために取得したいということであり、取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。
議 長	現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。関連がありますので、地区担当農業委員からも報告等お願いいたします。8 番をお願いします。
13 番橋本委員	受付番号 8 番の案件につきまして、13 番橋本が報告いたします。7 月 15 日、井関委員、23 番柴田委員と共に現地調査を行いました。受人は経営規模拡大するために取得したいということであり、現在、受人が耕作されており、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。
議 長	現地の状況について、農業委員からの報告もありました。それでは、これより質疑を行います。何かご意見や質疑はございませんか。
議 長	質疑はありませんか。質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。日程第 7、議案第 35 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、整理番号 8 番を原案とおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。
議 長	全員賛成と認めます。
議 長	よって、日程第 7、議案第 35 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、整理番号 8 番を原案とおり許可することに決定しました。 《20 番井関委員着席》
議 長	次に、日程第 7、議案第 35 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、整理番号 1 番から 7 番、9 番から 18 番までの 17 件を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。
主 査	議案第 35 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の 4 ページから 6 ページをご覧ください。整理番号 8 番を除く今月の農地法第 3 条の規定による許可申請は 17 件でございます。権利別では、所有権移転の売買が 12 件、贈与が 5 件です。なお、法第 3 条第 2 項各号の判断については、別添調査書の 1 ページから 7 ページ、9 ページから 18 ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。【整理番号 2 番、交換から贈与に訂正あり】
議 長	ただ今の説明に関連して、地区担当農地利用最適化推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 整理番号 1 番、2 番をお願いします。

28 番宇都宮委員	<p>受付番号1番、2番の案件につきまして、28番宇都宮が報告します。7月19日、和家委員と現地確認をいたしました。1番、2番とも許可要件を満たしており、3年前ぐらいからさんが耕作されており、問題ないと思います。</p>
議 長	3番をお願いします。
30 番松末委員	<p>受付番号3番の案件につきまして、30番松末が報告します。渡人は管理が困難になり、農地を手放したいということであります。申請地は受人の隣接地にあり、経営規模を拡大するために取得したいということですので。取得後においては全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを7月20日に清家委員と現地確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
議 長	4番をお願いします。
35 番越智委員	<p>受付番号4番を35番越智が報告します。7月21日に河野委員と現地確認を行いました。受人は経営規模拡大するために取得したいということであります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。また、申請地は農地として管理されていまして。</p>
議 長	5番をお願いします。
29 番谷口委員	<p>受付番号5番の案件を、29番谷口が報告します。7月15日、高岡委員と現地確認しました。受人は譲渡人の親族にあたり、大型機械等を有しております。労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
議 長	6番をお願いします。
20 番井関委員	<p>受付番号6番の案件につきまして、20番井関が報告します。7月15日に橋本委員と現地確認しました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
議 長	7番をお願いします。
23 番柴田委員	<p>受付番号7番の案件につきまして、23番柴田が報告します。18日に三瀬委員、受人と現地確認しました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
議 長	9番をお願いします。
33 番松浦委員	<p>受付番号9番の案件につきまして、33番松浦が報告します。12日に3番井上委員と現地確認しました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
議 長	10番をお願いします。

<p>26 番金寄委員</p> <p>議 長</p>	<p>受付番号 10 番の案件につきまして、26 番金寄が報告します。7 月 13 日、泉原委員と現地確認しました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということであり、取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、また、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>32 番山内委員</p>	<p>11 番から 14 番までをお願いします。</p> <p>受付番号 11 番の案件につきまして、32 番山内が報告します。7 月 18 日に志波委員と現地調査に行きました。農地はほとんどユズが植えてありました。受人は経営規模を拡大するために取得したいという事であり、取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がなく、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>32 番山内委員</p>	<p>受付番号 12 番の案件につきまして、32 番山内が報告します。7 月 18 日に志波委員と現地調査に行きました。受人はすでに現地で野菜を作っているということです。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がなく、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>32 番山内委員</p>	<p>受付番号 13 番の案件につきまして、32 番山内が報告します。7 月 18 日に志波委員と現地調査に行きました。現地は農地として耕作されていました。受人は経営規模を拡大するために取得したいという事であり、取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がなく、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>32 番山内委員</p> <p>議 長</p>	<p>受付番号 14 番の案件につきまして、32 番山内が報告します。7 月 18 日に志波委員と現地調査に行きました。現地は栗が植えてあり、農地であることを確認しました。受人は経営規模を拡大するために取得したいという事であり、取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がなく、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>22 番平野委員</p>	<p>15 番、16 番をお願いします。</p> <p>受付番号 15 番の案件につきまして、22 番平野が報告します。7 月 13 日に菊池委員と受人と 3 人で現地確認をしました。現地在自宅の下にあり、渡人の依頼により経営規模拡大のため取得したいという事です。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がなく、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>22 番平野委員</p> <p>議 長</p>	<p>受付番号 16 番の案件につきまして、22 番平野が報告します。7 月 13 日に菊池委員と現地確認を行い、受人に会って話をしました。渡人は数年前より体調を崩して農作業ができなくて困っていたところ、受人である さんが取得して、大型機械を使用して耕作し、作付けをしていきたいという事です。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>24 番西本委員</p>	<p>17 番、18 番をお願いします。</p> <p>受付番号 17 番の案件について 24 番西本が報告します。受人は規模拡大するために取得</p>

	<p>したいとのことであります。申請地は農地として耕作されており、周辺農地への影響はないと思います。</p>
24 番西本委員	<p>受付番号 18 番の案件について 24 番西本が報告します。受人は経営規模拡大するために取得したいとのことであります。また、申請地は農地として耕作されており、受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
議 長	<p>現地の状況につきましては、地区担当推進委員からの報告がありました。関連がありますので、地区担当農業委員からも報告等お願いいたします。1 番、2 番をお願いします。</p>
12 番和家委員	<p>受付番号 1 番の案件につきまして 12 番和家が報告します。7 月 19 日に宇都宮委員と現地調査を行いました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということでもあります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないものと思われま</p>
12 番和家委員	<p>受付番号 2 番の案件につきまして 12 番和家が報告します。7 月 19 日に宇都宮委員と現地調査を行いました。受人は申請地を贈与により取得し、取得後においてはすべての農地を利用し、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないものと思われま</p>
議 長	<p>3 番をお願いします。</p>
16 番清家委員	<p>受付番号 3 番の案件につきまして、16 番清家が報告します。7 月 20 日に松末委員と現地確認をいたしました。渡人は管理が難しく手放したいとのことです。受人は申請地が隣接しており、経営規模を拡大するため取得したいとのことであります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思いま</p>
議 長	<p>4 番をお願いします。</p>
14 番河野委員	<p>4 番の申請を 14 番河野が報告します。7 月 21 日に越智委員と現地確認を行いました。この申請は経営規模を拡大したいとのことです。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は草に覆われていたのですが、連絡したところ、すぐに草刈りを行って頂きました。周辺農地並びに地域営農への影響はないと思いま</p>
議 長	<p>5 番をお願いします。</p>
19 番高岡委員	<p>受付番号 5 番の案件につきまして、19 番高岡が報告します。受人は経営規模を拡大するために取得したいとのことであります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積を超えていることから、許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。渡人は県外に居住しており、実家等も売買し他の不動産の処分も考えているようです。受人とは縁戚関係にあります。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、機械の大型化も目指し、大型特殊免許も取得されています。周辺農地並びに地域営農への影響はないと思いま</p>
議 長	<p>6 番をお願いします。</p>
13 番橋本委員	<p>受付番号 6 番の案件につきまして、13 番橋本が報告します。15 日に井関委員と共に現地確認を行いました。申請地は現在桑園ですが、伐根して野菜を植えたいとのことです。</p>

<p>議 長 11 番三瀬委員</p>	<p>受人の宅地に隣接しており、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。 7 番をお願いします。 受付番号 7 番の案件につきまして 11 番三瀬が報告します。7 月 18 日に柴田委員と受人立会いのもと現地確認を行いました。申請地は農地として耕作されており、周囲の草刈り等農地管理もきちんとしておられました。現在は借人が野菜を栽培しており、収穫後に受人が引き続き耕作するという事です。周辺農地は宅地とユズ園があり、農薬の使用も最小限で周辺農地、地域営農への影響はありません。</p>
<p>議 長 3 番井上委員</p>	<p>9 番をお願いします。 受付番号 9 番の案件につきまして、3 番井上が報告します。7 月 12 日、33 番松浦委員と現地確認をしました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということであり、取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されており、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>議 長 4 番泉原委員</p>	<p>10 番をお願いします。 受付番号 10 番の案件につきまして、4 番泉原が報告します。現地確認を 7 月 13 日に金寄委員と行いました。受人は、今回申請地を買い受け経営規模の拡大をしたいということであり、申請地は農地として管理されております。数年前よりすでに耕作されております。取得後においてはすべての農地を利用すること、許可要件を全て満たしておりますし、周辺農地、地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>議 長 1 番志波委員</p>	<p>11 番から 14 番までをお願いします。 受付番号 11 番を 1 番志波が報告します。この案件は、さんが資産の整理をするために、所有権を移転するものです。さんは「」の、 ・ ・ ・ 番は既にさんがユズを植栽して管理されています。 番についてもユズを植栽して管理されるそうです。機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として管理されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>1 番志波委員</p>	<p>受付番号 12 番を 1 番志波が報告します。この案件は、さんが資産の整理をするために、所有権を移転するものです。さんはさんの実家の一つ隣で、今回、さんの実家住宅を購入されます。隣接農地については無償譲渡するもので、今後も農地で管理してほしいとのことです。機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として管理されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>1 番志波委員</p>	<p>受付番号 13 番を 1 番志波が報告します。この案件は、さんが経営規模を拡大していくなかで、さんとしては耕作しにくい当該農地を農地に隣接するさんに譲渡し、農地として管理していただくとのことです。機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として管理されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>1 番志波委員</p>	<p>受付番号 14 番を 1 番志波が報告します。この案件は、さんが経営規模を拡大するために取得したいとのことです。機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として管理されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>

議 長 15 番菊池委員	<p>15 番、16 番をお願いします。</p> <p>受付番号 15 番の案件につきまして、15 番菊池が報告いたします。7 月 13 日に平野委員さんと受人の 3 人で現地確認をしました。現地は受人自宅の近くにあり、渡人からの依頼があり受人の経営規模拡大するために取得したいそうです。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思われま</p>
15 番菊池委員	<p>受付番号 16 番の案件につきまして、15 番菊池が報告いたします。7 月 13 日に平野委員さんと現地確認を行い、受人にお会いして話をお聞きしました。渡人は数年前から体調を崩して農作業ができなくなって困っていたところ、受人の さんが取得し、大型コンボを入れて耕作し、作付けを行いたいという事です。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
議 長 2 番宇都宮委員	<p>17 番、18 番をお願いします。</p> <p>受付番号 17 番の案件につきまして、2 番宇都宮が報告いたします。7 月 12 日に受人及び西本委員と現地確認を行いました。申請地は柑橘が植栽されており、管理されている農地であることを確認しました。受人は、自宅横の農地であり、経営規模を拡大するために取得したいということでありま</p>
2 番宇都宮委員	<p>受付番号 18 番の案件につきまして、2 番宇都宮が報告いたします。7 月 12 日に受人及び西本委員と現地確認を行いました。申請地は柑橘が植栽されており、管理されている農地であることを確認しました。受人は、経営規模を拡大するために取得したいということでありま</p>
議 長	<p>現地の状況について、農業委員からの報告もありました。それでは、これより質疑を行います。何かご意見や質疑はございませんか。</p>
議 長	<p>質疑はありませんか。質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。</p> <p>お諮りいたします。日程第 7、議案第 35 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、整理番号 1 番から 7 番、9 番から 18 番までの 17 件を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めま</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p>
議 長	<p>よって、日程第 7、議案第 35 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 7 番、9 番から 18 番までの 17 件を原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に、日程第 8、議案第 36 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、整理番号 1 番、2 番の 2 件を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>議案第 36 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の 6 ページをご覧ください。今月の農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請は 2 件でございます。整理番号 1 番の転用理由は、申請地の一部を嵩上げし宅地と一体利用し、自己住宅として使用したいとのことです。整理番号 2 番は、隣接する土地と併せて近代化</p>

<p>議 長 19 番高岡委員</p>	<p>した牛舎及び堆肥舎を建築して、経営拡大を図りたいとのことです。農地区分及びその他の要件につきましては、別添意見書 19 ページ、20 ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で提案説明を終わります。</p> <p>続いて、地区担当農業委員から調査結果の報告をお願いします。整理番号 1 番をお願いします。</p>
<p>議 長 13 番橋本委員</p>	<p>1 番を 19 番高岡が報告します。7 月 15 日、谷口委員と現地確認を行いました。受付番号 1 番の申請は、申請人が高齢でディーサービスに通所する際、送迎車両の進入また緊急車両の進入を容易にするために、地上げて利便性を高めたいとのことです。コンクリート舗装し、隣接農地に土砂流出等の防止に努め、悪影響を及ぼさないようにするとの事です。周辺農業への支障はないと思います。</p>
<p>議 長 29 番谷口委員</p>	<p>2 番をお願いします。</p> <p>2 番を 13 番橋本が報告します。7 月 15 日に井関委員と共に現地確認を行いました。申請地には現在、堆肥舎がありますが、隣接する土地に近代化した牛舎を建築して経営拡大を図りたいとのことです。また、始末書も提出されております。周辺農業への支障はないものと思われま</p>
<p>議 長 20 番井関委員</p>	<p>続きまして、地区担当推進委員の報告をお願いします。1 番をお願いします。</p> <p>1 番の案件を 29 番谷口が報告します。7 月 15 日に高岡委員と現地確認を行いました。1 番の申請地は、ディーサービスの利用や救急車両等の出入りができないため、また、工事車両の進入もできないことから、申請地を土砂止め等の工事を行い利用するもので、隣接農地等への支障はないものと思われま</p>
<p>議 長 議 長</p>	<p>2 番をお願いします。</p> <p>受付番号 2 番を 20 番井関が報告します。7 月 15 日に橋本委員と現地確認を行いました。申請人は現在、酪農経営をしておりますが、隣接する農地と併せて近代化した牛舎及び堆肥舎を建築して、経営拡大を図りたいとのことです。隣接農地に排水が浸入しない配管や農地への日陰を配慮した建物の配置計画となっており、周辺農業への支障はないものと思われま</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況につきましては、地区担当農業委員や推進委員から報告がありました。それでは、これより質疑に移ります。ただ今の事務局の説明や地区担当農業委員、推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑はございませんか。質疑もないようですので質疑を終結とし、議案第 36 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番、2 番の 2 件を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p>
<p>議 長 議 長</p>	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、日程第 8、議案第 36 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番、2 番の 2 件を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。</p>
<p>議 長 農地係長</p>	<p>次に、日程第 9、議案第 37 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、整理番号 1 番から 5 番の 5 件を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。</p> <p>議案第 37 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の 7 ページをご覧ください。今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による申請は 5 件でございます。権利別では、所有権移転の売買が 3 件、使用貸借権の設定が 2 件です。転用の理由は、整理番号 1 番が、現在借家住まいであるが、子どもの成長に伴い手狭になったため、申請地を譲り受けて自己住宅を建築したいとのことです。整理番号 2 番は、親と同居しているが、子どもの成長に伴い手狭になったため、申請地を譲り受けて自己住宅を建築したいとのことです。整理番号 3 番は、受人は建設事業や不動産業務などを営んでおり、今回利便性や土地条件の良い申請地を譲り受け、需要の見込める共同住宅を建設したいと</p>

	<p>のことです。(施設の名称：資材置き場 共同住宅の訂正あり)</p> <p>整理番号4番は、受人は酪農経営をしているが、申請地を借り受け隣接する土地と併せて近代化した牛舎及び堆肥舎を建築して、経営拡大を図りたいとのこと。整理番号5番は、農業後継者である借人は親と同居しているが、子どもの成長に伴い手狭になったため、申請地を借り受けて自己住宅を建築したいとのこと。</p> <p>農地区分及びその他の要件につきましては、別添意見書21ページから25ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。</p> <p>続いて、地区担当農業委員から調査結果の報告をお願いします。整理番号1番からお願いします。</p>
議 長	
12 番和家委員	<p>1番を12番和家が報告します。7月19日に宇都宮委員と現地確認を行いました。受付番号1番の申請は、申請人が現在借家住まいで手狭になったため、個人住宅を建築されるもので、汚水等は前面道路の集落排水に接続し、北側には農地はなく、周辺農業への支障はないものと思われま。</p>
議 長	<p>2番、3番をお願いします。</p>
14 番河野委員	<p>2番の申請を14番河野が報告します。21日に越智委員と現地確認を行いました。この申請は、現在親と同居しているが、子どもの成長に伴い住環境が手狭になったため、申請地を譲り受けて自己住宅を建築するとのこと。周辺は譲渡人の畑であり、周辺農業への支障はないと思われま。</p>
14 番河野委員	<p>3番の申請を14番河野が報告します。21日に越智委員と現地確認を行いました。この申請は、西予市内にて賃貸住宅経営事業をしたいと思っていたところ、西予市中心地で利便性の良いこの土地の話があり、造成して共同住宅建築のための敷地として利用したいとのこと。周辺はコンクリート擁壁で土留めを行い、汚水は南側本管、雨水は南側と北側の水路に放流するとのこと、周辺農業への支障はないと思われま。</p>
議 長	<p>4番をお願いします。</p>
13 番橋本委員	<p>4番を13番橋本が報告します。7月15日に井関委員と共に現地確認を行いました。現在、酪農経営をされていますが、父の所有する申請地を借り受け、近代化した牛舎及び堆肥舎を建築して、経営拡大を図りたいとのこと。隣接農地に排水が浸入しない配管や農地への日陰を配慮した建物の配置計画となっており、周辺農業への支障はないものと思われま。</p>
議 長	<p>5番をお願いします。</p>
17 番五藤委員	<p>受付番号5番を17番五藤が報告します。7月17日に平井委員と本人立会いのもと、現地確認を行いました。受付番号5番の申請は、申請人が現在職借家住まいで、手狭になったため、個人住宅を建築されるものでありますが、隣接農地に排水が浸入しない配管や農地への日陰を配慮した建物の配置計画となっており、周辺農業への支障はないものと思われま。</p>
議 長	<p>続きまして、地区担当推進委員の報告をお願いします。1番をお願いします。</p>
28 番宇都宮委員	<p>1番について28番宇都宮が報告します。7月19日に和家委員と現地確認を行いました。和家委員が報告したとおり、特に問題はないものと思われま。</p>
議 長	<p>2番、3番をお願いします。</p>
35 番越智委員	<p>2番を35番越智が報告します。7月21日に河野委員と現地確認を行いました。2番の申請は、申請人が子どもの成長に伴い、住環境が手狭になってきたため、個人住宅を建築されるものであります。周囲は宅地化が進んでおり、奥の畑のために道路用地等も用意されており、周辺農業への支障はないものと思われま。また、排水についても問題ありません。</p>
35 番越智委員	<p>3番を35番越智が報告します。7月21日に河野委員と現地確認を行いました。申請地は病院、商業施設、宅地などに隣接し、共同住宅が建築されても問題はなく、また、隣地</p>

議 長 20 番井関委員	<p>の田は用水、排水を今までどおり使用することができ、周辺農業への支障はないと思われます。</p> <p>4 番をお願いします。</p> <p>4 番を 20 番井関が報告します。7 月 15 日に橋本委員と現地確認を行いました。申請人は現在、酪農をしておりますが申請地を借り受け、隣接する土地と併せて近代化した牛舎及び堆肥舎を建築して、経営拡大を図りたいとのこと。隣接農地に排水が浸入しない配管や農地への日陰を配慮した建物の配置計画となっており、周辺農業への支障はないものと思われます。</p>
議 長 31 番平井委員	<p>5 番をお願いします。</p> <p>5 番について 31 番平井が報告いたします。7 月 17 日に五藤委員と本人立会いのもと、現地確認を行いました。許可要件につきましては、五藤委員の報告のとおりで、周辺農業への支障はないものと思われます。</p>
議 長	<p>現地の状況につきましては、地区担当農業委員や推進委員から報告がありました。それでは、これより質疑に移ります。ただ今の事務局の説明や地区担当農業委員、推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑はございませんか。質疑もないようですので質疑を終結とし、議案第 37 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 5 番までの 5 件を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p>
議 長	<p>よって、日程第 9、議案第 37 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番から 5 番までの 5 件を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 38 号については、25 番福井委員が農業委員会法第 31 条、議事参与の制限にあたりますので、退席をお願いいたします。関係議案の審議終了後に入室・着席していただきます。</p>
議 長	<p>《25 番福井委員退席》</p>
議 長	<p>それでは、日程第 10、議案第 38 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。</p>
次 長	<p>今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、29 件でございます。議案書の 8 ページから 10 ページをご覧ください。西予市長より令和 2 年 7 月 7 日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定の計画が 9 件、新規の利用権設定の計画が 19 件です。利用権の設定をする者が 28 名、利用権の設定を受ける者が 22 名、うち認定農業者が 11 名でございます。利用権設定の面積は 104,781 m²、筆数が 121 筆です。</p>
	<p>所有権の移転をする者は、整理番号 1 番、 、 、所有権の移転を受ける者は、 、 、年齢 歳、経営面積は、 m²で、認定農業者です。所有権を移転する面積は m²、筆数は 筆です。所有権移転の時期は令和 年 月 日、対価は、 円となっております。</p>
	<p>利用権設定及び所有権の移転をするものが合計で 29 名、利用権設定及び所有権の移転を受ける者が合計で 23 名、うち認定農業者が 12 名、面積が 105,517 m²で筆数が 123 筆です。</p>
	<p>以上の計画内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で提案説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。</p>
議 長	<p>質疑もないようですので質疑を終結といたします。日程第 10、議案第 38 号「農用地利</p>

議長
議長

用集積計画の決定について、利用権設定及び所有権移転の29件を原案のとおり、決定することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

全員賛成と認めます。

よって、日程第10、議案第38号「農用地利用集積計画の決定について」利用権設定及び所有権移転の29件は原案のとおり決定しました。

《25番福井委員着席》

以上をもちまして本日の定例総会を終了いたします。

7月定例総会は午後2時31分閉会した。